

令和4年3月17日

建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事の試行について

お 知 ら せ

茨城県土木部

茨城県では、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用拡大を図るため、「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事」を試行しますので、お知らせします。

1 対象工事

茨城県土木部が発注する工事、又は発注済み工事で令和4年4月1日以降も施工中の工事とします。

2 適用日

令和4年4月1日から適用します。

3 実施方法

- (1) 発注時に特記仕様書において「CCUS活用工事」の対象であることを明示し、契約の締結後、受注者の希望により「CCUS活用工事」を実施する「受注者希望型」とします。

なお、発注済みで令和4年4月1日以降施工中の工事についても、受注者の希望により「CCUS活用工事」を実施するものとします。

- (2) CCUS活用工事では、設計図書によるほか、「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」を適用します。

4 工事成績評価

CCUS活用工事では、次の実施項目のすべての基準を達成した場合、「茨城県土木部工事成績評価要領」の主任監督員の「5. 創意工夫」「I. 創意工夫【その他】」の項目で、1点(工事成績評価の加点は、得点割合0.4を乗じた点数)加点します。

実施項目	基準
①事業者情報登録	元請事業者及び、下請事業者(カードタッチして現場入場する技能者が所属する事業者)の事業者の登録
②現場・契約情報登録	当該工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録
③技能者情報登録	1名以上の技能者の登録
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、③技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録(蓄積)を 30 人日分(30 回カードタッチ)以上の登録

すでに事業者情報登録や技能者情報登録が完了している場合は基準をみたしているものとします。

5 CCUS活用に係る費用

CCUS活用に係る以下の費用について、契約変更の対象とします。

- (1)カードリーダー等購入費用(新規購入2台までに限る。リースは適用外)
- (2)現場利用料

6 その他

- (1) 試行要領等については、茨城県土木部検査指導課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kensa/20220317.html>

- (2) CCUSについて詳しくは、(一財)建設業振興基金ホームページを御覧ください。

<https://www.ccus.jp/>

【問合せ先】

茨城県土木部検査指導課 TEL029-301-4379